

(2025年2月) 埼玉県八潮市における流域下水道管の破損に起因する道路埋没事故
により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの埼玉県八潮市における流域下水道管の破損に起因する道路埋没事故より被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの事故の影響により災害救助法が適用された地域において、被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された地域
埼玉県 八潮市

2. 特別措置の内容

東京電力エナジーパートナー株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

【法人のお客さま】

丸紅新電力 業務企画部

TEL：03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

【参考リンク】

東京電力エナジーパートナー株式会社 プレスリリース

<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20250214.html>

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。